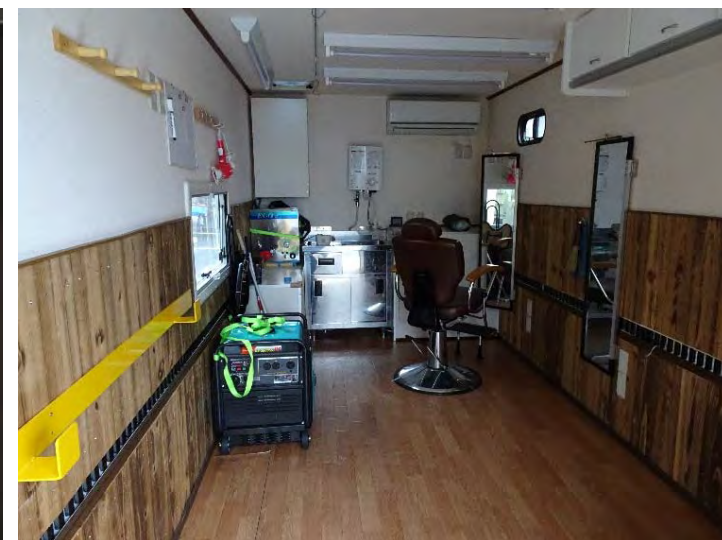


移動理美容車とは

- 移動理美容車とは、通常の出張理美容と異なり、車両の内部に必要な設備を設け、その中でサービスを提供する車を指す
- 車が移動できる場所であれば、対象を問わず安全で衛生的な出張サービスが受けられる

写真提供：NPO法人 日本理美容福祉協会 三重県中部センター きれいや



(2tトラック 広さ約10m²)

規制改革ホットラインへの要望（平成27年5月18日）

【要望者】

日本商工会議所

【要望内容】

「理・美容車」に関する国による統一基準の設定

【理由】

理容業・美容業では、店舗とは別に、移動車両を活用したサービスの提供が認められている。しかしながら、地方自治体によって店舗型の「理・美容所」最低面積基準を、そのまま「理・美容車」にも適用しているケースがあり、都市部などの駐車スペースの狭い場所で理・美容車を駐車できず、在宅介護が必要な高齢者等からの注文に応えられないといった事態が発生している。また、その基準も、都道府県によってさまざまとなっていることから、国が統一的な基準を示すガイドラインを作成する必要がある。

要望に関する補足①

- 移動理美容車のようなサービス形態については、厚生労働省から都道府県等の疑義照会への回答という形で、一般の固定施設と同様に取り扱って差し支えない旨の見解が示されている
- 理容所、美容所の床面積の基準については、現状として理容師法第12条、美容師法第13条における店舗の開設者が講じなければならない措置のうち、「その他都道府県等が条例で定める衛生上必要な措置」の中に含まれている。
- こうした措置について、国から統一かつ具体的な指針は示されておらず(下記参照)、結果的に自治体ごとに異なる規制が敷かれている

(参考): 国から都道府県等に示されている衛生管理に関する指針

「理容所及び美容所における衛生管理要領」(昭和56年6月1日環指第95号 自治体宛厚生省環境衛生局長通知)

第2 施設及び設備

(略)

6 作業場は、作業及び衛生保持に支障を来たさない程度の十分な広さを有し、居住室、休憩室等作業に直接関係ない場所から隔壁等により完全に区分されていること。

(略)

要望に関する補足②

総務省「規制の簡素合理化に関する調査」(平成26年10月14日)にて同様の問題提起がなされた経緯がある。その時調査が行われた11都道府県のうち9都道府県で、店舗の床面積基準をそのまま理美容車にも適用していたことが判明した。

区分	都道府県数	床面積の最低基準	
		店舗型	理美容車
店舗よりも基準を緩和	2	10.0㎡	5.1～5.6㎡
店舗の基準と同様	2	6.0～9.9㎡	6.0～9.9㎡
	2	9.0㎡	9.0㎡
	2	9.9㎡	9.9㎡
	2	13.0㎡	13.0㎡
	1	13.2㎡	13.2㎡